



発行 東京都

目次

39

規程（交）

- 東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局電気総合管理所処務規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局出勤記録等整理規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局企業職員の在宅勤務等手当に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都交通局遺失物取扱規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都交通局軌道係員規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都交通局自動車運転取扱心得の一部を改正する規程……………八
- 東京都地下高速電車と東京都地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等の特例に関する規程を廃止する規程……………八

規程（交）

●交通局規程第八号

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局自動車営業所処務規程（昭和二十七年交通局規程第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表東京都交通局品川自動車営業所の項中「錦第十一号系統」を「都第四号系統」に改め、「急行第六号系統」を削り、同表東京都交通局南千住自動車営業所の項中「平第二十八号系統」の下に「草第二十四号系統」を加え、同表東京都交通局江東自動車営業所の項中「東第二十二号系統」の下に「錦第十一号系統」を、「錦第十八号系統」の下に「錦第二十八号系統」を加え、「亀第二十一号系統」を削り、同表東京都交通局江戸川自動車営業所の項中「秋第二十六号系統」を「都第四号系統、秋第二十六号系統」に改め、「草第二十四号系統、錦第十一号系統、錦第二十二号系統」、「錦第二十八号系統」及び「木第十一号系統乙系統」を削り、同表東京都交通局深川自動車営業所の項中「陽第十二号系統」を削り、同表東京都交通局有明自動車営業所の項中「都四号系統、」を削り、「海第一号系統」の下に「亀第二十一号系統」を、「波第一号系統」の下に「陽第十二号系統、急行第六号系統」を加える。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●交通局規程第九号

東京都交通局電気総合管理所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局電気総合管理所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局電気総合管理所処務規程（平成二十二年交通局規程第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。  
 九 多摩川第一発電所、多摩川第三発電事務所及び白丸発電所の発電施設及び送電施設における電気施設及び機械施設の大規模改良工事に関すること。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十号

東京都交通局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都交通局長 堀越 弥栄子

東京都交通局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局長が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年交通局規程第八十五号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式から第四号様式まで及び第九号様式中「河川」を「河川等」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十一号

東京都交通局出勤記録等整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都交通局長 堀越 弥栄子

東京都交通局出勤記録等整理規程の一部を改正する規程

東京都交通局出勤記録等整理規程（平成三年交通局規程第十一号）の一部を次のように改正する。

別表中四十六の項を削り、同表中三十の項から四十五の項までを三十一の項から四十六の項までとし、同表二十九の項中「三十」を「三十一」に改め、同項を同表三十の項

とし、同表中二十一の項から二十八の項までを二十二の項から二十九の項までとし、同表二十の項を次のように改める。

二十一 健康管理休暇

健 休

健 休

別表中四の項から十九の三の項までを五の項から二十の項までとし、同表三の項の次に次のように加える。

四 在宅勤務等

在 宅

在 宅

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十二号

東京都交通局企業職員の在宅勤務等手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都交通局長 堀越 弥栄子

東京都交通局企業職員の在宅勤務等手当に関する規程の一部を改正する規程

程

東京都交通局企業職員の在宅勤務等手当に関する規程（令和七年交通局規程第九号）を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 職員が育児、介護等の事情により滞在する親族（配偶者若しくは東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号。以下「給料等規程」という。）第九条の三第一項第二号に規定するパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族をいう。）の住居

第二条に次の一号を加える。

三 職員が異動等に伴い転居した場合の転居前の住居

第七条第三項中「東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号）」を「給料等規程」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十三号

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年交通局規程第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第一号中「一万分の一万五百六十」を「一万分の一万四百五十」に、「一万分の一万四千三百九十九」を「一万分の一万四千二百四十九」に改め、同項第二号中「一万分の二万二千」を「一万分の二万二千五百」に改め、同項第三号中「一万分の二万七千五百」を「一万分の二万五千五百」に改め、同項第四号中「一万分の二万五百」を「一万分の一万九千」に改め、同項第五号中「一万分の九千八百四十」を「一万分の九千七百三十七・五」に、「一万分の一万九千」を「一万分の一万八千」に改め、同項第六号中「一万分の九千九百六十」を「一万分の九千八百五十六・二五」に、「一万分の一万八千」を「一万分の一万七千」に改め、同項第八号中「一万分の六千二百三十」を「一万分の六千百十八・七五」に改め、同項第九号中「第四号」を「第五号」に、「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千二百二十八・七五」に、「一万分の八千」を「一万分の七千五百」に改め、同項第十号中「一万分の五千四百」を「一万分の五千二百八十七・五」に、「一万分の七千五百」を「一万分の七千」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十四号

東京都交通局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の通勤手当に関する規程（平成十四年交通局規程第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

4 第四条第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、第七条の規定に基づく交通の用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が第八条に定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として第九条で定める額に支給月数を乗じて得た額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第一項から第三項までの規定による額

5 第一項又は第二項に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等の特別急行列車等が二以上ある場合においては、その合計額）及び前項第一号に定める額をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前各項の規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

第十四条を第二十条とする。

第十三条中「第九条」を「第十二条」に改め、同条を第十九条とする。

第十二条を第十八条とする。

第十一条の四第一項中「第九条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「第十一条の二」を「第十五条」に改め、同条を第十七条とする。

第十一条の三を第十六条とする。

第十一条の第二項第一号中「通勤経路」の下に「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了した場合」を加え、同項第二号中「運賃等の額」の下に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同項第四号中「東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号）」を「給料等規程」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条第二項中「第九条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第十条中「離職」の下に「（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）第五条に規定する週休日又は第十条に規定する休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い週休日又は休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。）」を加え、同条を第十三条とする。

第九条第二項中「第七条」を「第十条」に改め、同条を第十二条とする。

第八条を第十一条とする。

第七条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 駐車場等の利用の開始、変更又は終了により、通勤のために負担する駐車場等の料金に変更があったとき。

第七条を第十条とし、第六条の次に次の三条を加える。

（駐車場等に係る通勤手当が支給される交通の用具）

第七条 交通の用具は、次の各号に掲げるもの（次条において「自動車等」という。）とする。ただし、都、市区町村その他これらに準ずる者の所有に属するものを除く。

一 原動機付自転車及び自動車

二 前号に掲げるもののほか、局長が特に承認する交通の用具

（駐車場等の要件）

第八条 駐車場等の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 在勤庁の周辺又は通勤経路若しくはこれに準ずるものとして局長が認める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のため

の部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 その利用について職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号。以下「給料等規程」という。）第七条に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして局長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の場合、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると局長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、局長が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第九条 駐車場等に係る通勤手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が五千円を超える場合にあつては、五千円）とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額

に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 局長が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

交通用具を利用する距離		一般	身体障害者
二キロメートル以上	二キロメートル未満	—	四千五百円
五キロメートル以上	十キロメートル未満	三千円	六千二百円
十キロメートル以上	十五キロメートル未満	五千二百円	九千九百円
十五キロメートル以上	二十キロメートル未満	七千三百円	一万三千六百円
二十キロメートル以上	二十五キロメートル未満	九千五百円	一万七千二百円
二十五キロメートル以上	三十キロメートル未満	一万一千六百円	二万九百円
三十キロメートル以上	三十五キロメートル未満	—	二万四千五百円
三十五キロメートル以上	四十キロメートル未満	一万三千八百円	二万八千八百円
四十キロメートル以上	四十五キロメートル未満	—	三万一千九百円
四十五キロメートル以上	五十キロメートル未満	一万五千六百円	三万五千四百円
五十キロメートル以上	五十五キロメートル未満	一万六千二百円	三万八千八百円
五十五キロメートル以上	六十キロメートル未満	一万七千九百円	四万二千二百円
六十キロメートル以上	六十五キロメートル未満	一万八千四百円	四万五千六百円
六十五キロメートル以上	七十キロメートル未満	二万百円	四万九千八百円
七十キロメートル以上	七十五キロメートル未満	二万一千八百円	五万四千円
七十五キロメートル以上	八十キロメートル未満	二万三千五百円	五万八千二百円
八十キロメートル以上	八十五キロメートル未満	二万五千二百円	六万二千四百円
八十五キロメートル以上	九十キロメートル未満	二万六千九百円	六万六千六百円
九十キロメートル以上	九十五キロメートル未満	二万八千六百円	七万七千七百円
九十五キロメートル以上	百キロメートル未満	三万三百円	七万四千八百円
百キロメートル以上	—	三万二千元	七万八千九百円

附 則  
この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十五号

東京都交通局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都交通局長 堀 越 弥 栄 子

東京都交通局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程

（平成二十七年交通局規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「一万分の一万九百二十」を「一万分の一万八百六・二五」に改

める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十六号

東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員制服規程(昭和三十八年交通局規程第九十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の部職員部に属する職員の項中「           下衣            三年           」を

「           下衣            二年           」に、「           下衣            二年           」を

「           下衣            三年           」に改め、同部電車部に属する職員の項中

「           下衣            三年           」を「           下衣            二年           」に、

「           下衣            二年           」を「           下衣            三年           」に、「夏接客服下衣の

貸与期間を三年とし、半コートについては」を「半コートを」に改め、同部自動車部に属する職員の項中「           下衣            三年           」を「           下衣            二年           」に、

「           下衣            二年           」を「           下衣            三年           」に改める。

別表二の部夏接客服(ベストに限る。)の項中「五月一日」を「四月一日」に、「十月三十一日」を「十一月三十日」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十七号

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程

東京都交通局会計事務規程(昭和三十年交通局規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「場合は」の下に「、第四十六条の二第一項の規定による場合を除き」を加える。

第四十八条の三中「小切手及び口座振替支払通知書並びに振込票」を「出納取扱金融機関所定の振込依頼書」に改め、「小切手受領書と引換えに」を削り、「小切手受領書」を「当該預金口座の取引明細(電磁的記録を含む。)」に改める。

第四十九条に次の一項を加える。

3 前二項にかかわらず、資産運用部長が別に定める方法により本人を確認できる場合は領収印の押印を省略することができる。

第五十六条第二項中「翌々日、」を「当日を含めて四日目に」に改める。

第六十二条の二第二項中「公共料金前渡金」を「公共料金等前渡金」に、「公共料金前渡金支払調書」を「公共料金等前渡金支払調書」に改める。

第六十三条第一項第二号中「公共料金前渡金」を「公共料金等前渡金」に改める。

第六十五条の二第一項第四号中「場合は」の下に「、第四十六条の二第一項の規定による場合を除き」を加える。

第六十七条に次の一項を加える。

4 第一項本文の規定にかかわらず、局長が別に定める場合にあつては、印鑑の調査を省略することができる。

第六十八条を次のように改める。

第六十八条 削除

別表第五中「公共料金」を「公共料金等」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十八号

東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程(昭和三十九年交通局規程第十九号)

の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の一号を加える。

三 総括出納銀行 出納銀行のうち他の収納銀行及び出納銀行の事務の取りまとめを行う銀行をいう。

第二条第二項中「以下「収納銀行等」という」を「総括出納銀行を含む。以下これらを「収納銀行等」という」に改める。

第三条中「局長等の発行する預金領収書に基づいて、その払戻しをし」を削る。

第四条から第六条までを次のように改める。

第四条から第六条まで 削除

第七条第一項中「支払通知書」を「出納銀行所定の払戻請求書」に改め、同条第二項中「局長等の振り出した小切手及び口座振替支払通知書並びに」を「局長等から出納銀行所定の」に改め、「局長等に小切手受領書を提出するとともに」を削り、同条第三項中「官公署」を「官公署等」に改め、同条第四項中「納入通知書により」を「局長等が指定する預金口座に」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条及び第十条 削除

第十一条中「交付された小切手振出日報と照合の上」を「指定された預金口座について」に改め、「当座」及び「及び小切手未払高調書」を削り、「五日」を「十日」に改める。

第十二条中「総括出納銀行」の下に「の東京都庁出張所」を加える。

別記附属様式目次中「預金領収書 第三条」、「支払通知書 第七条」、「口座振替支払通知書 第七条」、「振込票 第七条」及び「小切手振出日報 第十一条」を「削除」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

第二号様式 削除

別記第六号様式から第八号様式までを次のように改める。

第六号様式から第八号様式まで 削除

別記第十号様式を次のように改める。

第十号様式 削除

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十九号

東京都交通局遺失物取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局遺失物取扱規程の一部を改正する規程

東京都交通局遺失物取扱規程(昭和三十三年交通局規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「用地内( )の下に「駅を含む。」を加える。

第四条第一項中「遺失物台帳」を「遺失物管理・検索システム(以下「遺失物システム」という。）」に改め、同条第二項中「遺失物台帳は」の下に「遺失物システムにより作成し」を加え、「拾得の日時及び場所」を「拾得場所及び拾得日時又は届出日時」に改める。

第九条中「遺失物台帳を添えて」を「輸送リストを作成して」に改める。

第十五条中「又は位はい等」を、「位はい等」に、「旨」を「旨を」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十号

東京都交通局軌道係員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局軌道係員規程の一部を改正する規程

東京都交通局軌道係員規程(昭和三十一年交通局規程第二十四号)の一部を次のように改正する。

「建設工務部長

工務事務所長

建築担当

建築調整担当

建築工事担当

建築工事調整担当」

に改める。

第二十四条の次に次の二条を加える。

第二十四条の二 工務事務所長は、建設工務部長の命を受け、諸建造物のうち停留場の建設及び改良並びにこれらに附帯する業務を処理し、所属係員を監督する。

第二十四条の三 建築担当、建築調整担当、建築工事担当及び建築工事調整担当は、工務事務所長の命を受け、所属係員を指揮監督して、工務事務所長が不在のときは、工務事務所長があらかじめ定める順序でその関係職務を代行する。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十一号

東京都交通局自動車運転取扱心得の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都交通局自動車運転取扱心得の一部を改正する規程

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局自動車運転取扱心得(平成八年交通局規程第九号)の一部を次のように改正する。

第十八条、第十九条、第二十五条第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条、第三十一条並びに第三十四条第一項及び第三項中「乗客」を「旅客」に改める。

第三十七条中「乗客」を「旅客」に、「した場合」を「するなど、救護を要する状況にあることを発見した場合に」に改める。

第三十九条第二項、第四十条及び第四十二条中「乗客」を「旅客」に改める。

第四十三条第二項第一号ハ、ホ及びチ並びに同項第二号及び第四号中「乗客」を「旅客」に改め、同項第六号中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改める。

第四十四条中「乗客」を「旅客」に改める。

第四十五条中「附属品」を「付属品」に改める。

第四十七条中「乗客」を「旅客」に改める。

別表十四の項中「取り付け」を「取付け」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十二号

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等の特例に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等の特例に関する規程を廃止する規程

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等の特例に関する規程(平成三十一年交通局規程第十二号)は、廃止する。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

